

羽曳野市都市計画マスタープランの一部改定の概要

改定の背景

都市計画マスタープランは、平成4年に改正された都市計画法に基づき、市町村が都市計画に関する基本的な方針として定めるものです。本市の現在の都市計画マスタープランは平成28年4月に改定を行い、この方針に即してまちづくりを推進してきました。しかしながら、改定から5年が経過する中で、この間、広域幹線道路沿道の市街化調整区域においても、商業業務施設や物流業務施設等の立地が進むなど、新たな土地利用ニーズが高まっており、適切な土地利用のさらなる誘導が重要な課題となっています。

このような状況を受け、市街化調整区域においても本市の立地ポテンシャルを最大限に活かした土地利用をさらに促進するため、大規模集客施設の立地を可能とする都市計画マスタープランの一部改定を行います。

改定箇所

(1) 『第2章全体構想、02分野別方針、(2)市街地整備方針、■市街地整備の基本方針、4)秩序ある市街地を形成する地域』において、下記の赤文字下線部分を追記しました。

○本市の広域交流軸である「南阪奈道路」「国道170号(大阪外環状線)」「都市計画道路八尾富田林線」の沿道は、無秩序な市街化の抑制に努めるとともに、広域交通の沿道サービスとしての商業機能や、産業・流通業務系施設などの立地を誘導する ことに加え、広域幹線道路同士の交差点近傍に大規模集客施設の立地誘導を図る など秩序ある市街地の形成を図ります。

- ・南阪奈道路沿道地区
- ・南阪奈道路沿道(美原ジャンクション周辺)地区
- ・八尾富田林線沿道地区
- ・大阪外環状線沿道地区

(2) その他の改定箇所として、平成28年の改定時に設けた目標年次の中間時期となることから、事業進捗や経年変化等の状況を反映するための修正等を併せて行いました。

【修正例】

(修正前)

- ・目標年次：平成37年度(2025年度)
- ・世界文化遺産登録をめざす古市古墳群

→

(修正後)

- 目標年次：令和7年度(2025年度)
- 世界遺産「百舌鳥・古市古墳群」